

松本市告示第 3 9 2 号

松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 8 日

松本市長 臥雲 義尚

松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 5 年度に松本マラソン実行委員会において行われた不正な会計処理発生の経過、原因等を検証し、再発防止に向けた提案を行うため、松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の調査を踏まえた事実関係の検証に関すること。
- (2) 不正な会計処理発生の原因分析に関すること。
- (3) 不正な会計処理に係る法的責任の有無及び責任の所在に関する意見を述べること。
- (4) 今後の改善策について提案すること。

2 委員会は、前項に規定する事項について取りまとめ、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、第 2 条第 1 項に掲げる所掌事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条第 2 項に規定する報告が終了するまでの間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定す

る委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明及び資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議は、公開しない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部行政管理課及び人事課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。